

[事案 30-321] がん給付金支払請求

・令和元年 10 月 24 日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反により給付金の支払いが拒否されたが、募集人に告知していたこと等を理由として、がん給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

がんにより入院し手術を受けたので、平成 29 年 3 月に契約した組立型保険にもとづき給付金を請求したところ、手術給付金および先進医療給付金は支払われたが、告知義務違反を理由としてがん給付金は支払われなかった。また、契約は解除するが、一部特約を取り消したうえで特別条件を遡及的に付加して契約を継続することも可能である旨を提案され、これを承諾した後、平成 30 年 5 月に解約した。しかし、以下の理由により、がん給付金を支払ってほしい。または、既払込保険料と解約返戻金との差額を返してほしい。

- (1) 告知書の作成以前から、募集人に異形成であることを伝えていた。
- (2) 告知時、募集人に、異形成で定期的に検査を受けていて、医師からはがんではないと言われていることを伝えたところ、募集人から「通院じゃないよね」などと言われたので告知しなかった。
- (3) 告知にあたって、注意画面は見えていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、告知前に申立人から複数回、健康診断のようなもので異形成を指摘されたものの、通院の必要はなかったので通院はしていないことを聞いているが、告知時にはその話題は出ていない。
- (2) 告知はタブレット端末を使用して行われており、注意画面を見ないと、告知の画面に進むことはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には告知義務違反が認められ、申立人は告知書作成時にはタブレット端末の画面を見ていたことが認められるものの、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は告知の約 1 週間前より複数回電話し、さらに告知日にも口頭で、異形成の既往症があることを募集人に告げ、申し込んだ場合の引受可否等を照会している。これに対し、募集人は営業部長に確認し、無条件で引受可能である旨を回答していた。
- (2) 上記経緯を踏まえれば、申立人が告知する際、募集人としては、何も聞かされていないときよりも一層、正しく告知をするように助言することが期待された。